

## 羽村市子ども・子育て支援事業計画改訂にあたっての留意事項

①子どもの権利擁護（児童の権利に関する条約批准、貧困対策推進法の理念）について、計画改訂の背景に明記する。

## ●子どもの権利擁護

「児童の権利に関する条約」は、子どもの基本的人権を国際的に保障するために定められた条約で、18歳未満の児童について権利をもつ主体と位置付け、おとなと同様に一人の人間としての権利（人権）を認めるとともに、成長の過程で特別な保護や配慮が必要な子どもならではの権利も定めており、日本では、この条約に平成6年に批准している。

その後、平成28年に児童福祉法等の一部を改正する法律が公布され、子どもの権利擁護に関する様々な規定が整備された。この改正においては、児童福祉法において、それまで具体的に示されていなかった条約の理念、つまり「子どもの権利」が明確化されたとともに、児童虐待について、発生子防から自立支援まで一連の対策の更なる強化等を図るため、児童福祉法のほか、児童虐待の防止等に関する法律、母子保健法などの関係法律が改正された。

地方公共団体が実施する子ども・子育て支援施策は、各種法令等に則り実施されるものであり、当然、条約の理念についても尊重しているものと言えることから、今回の計画改訂にあたっては、このことについて記述していく。

## ○児童福祉法（抜粋）

## 【児童の権利】

**第一条** 全て児童は、児童の権利に関する条約の精神にのっとり、適切に養育されること、その生活を保障されること、愛され、保護されること、その心身の健やかな成長及び発達並びにその自立が図られることその他の福祉を等しく保障される権利を有する。

## 【国民等の責務】

**第二条** 全て国民は、児童が良好な環境において生まれ、かつ、社会のあらゆる分野において、児童の年齢及び発達の程度に応じて、その意見が尊重され、その最善の利益が優先して考慮され、心身ともに健やかに育成されるよう努めなければならない。

② 児童の保護者は、児童を心身ともに健やかに育成することについて第一義的責任を負う。

③ 国及び地方公共団体は、児童の保護者とともに、児童を心身ともに健やかに育成する責任を負う。

## ●子どもの貧困対策

現行計画においては、計画の基本理念を「子育てや 子どもの育ちを あたたく 支えるまち はむら」とし、一人ひとりの子どもが健やかに成長することができる社会の実現を目指しており、「子どもの貧困対策の推進に関する法律」の基本理念である「子どもの将来がその生まれ育った環境によって左右されることのない社会を実現することを旨として施策を推進すること」と、目指す方向性や考え方は一致していると言える。

## ○子どもの貧困対策の推進に関する法律（抜粋）

### 【目的】

**第一条** この法律は、子どもの将来がその生まれ育った環境によって左右されることのないよう、貧困の状況にある子どもが健やかに育成される環境を整備するとともに、教育の機会均等を図るため、子どもの貧困対策に関し、基本理念を定め、国等の責務を明らかにし、及び子どもの貧困対策の基本となる事項を定めることにより、子どもの貧困対策を総合的に推進することを目的とする。

### 【基本理念】

**第二条** 子どもの貧困対策は、子ども等に対する教育の支援、生活の支援、就労の支援、経済的支援等の施策を、子どもの将来がその生まれ育った環境によって左右されることのない社会を実現することを旨として講ずることにより、推進されなければならない。

2 子どもの貧困対策は、国及び地方公共団体の関係機関相互の密接な連携の下に、関連分野における総合的な取組として行われなければならない。

### 【地方公共団体の責務】

**第四条** 地方公共団体は、基本理念にのっとり、子どもの貧困対策に関し、国と協力しつつ、当該地域の状況に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

②次期「羽村市子ども・子育て支援事業計画」は、「子ども・若者計画」としての位置付けを持たせ、「子ども・若者計画」を包含したものとして作成する。

なお、施策の体系として、特出しはせず、個別の事業のうち、「子ども・若者計画」の事業として位置付けるものについては、目印をつけるなどして、判別できるようにする。

子ども・若者育成支援推進法第9条第2項において、市町村は、子ども・若者育成支援推進大綱（都道府県子ども・若者計画が作成されているときは、子ども・若者育成支援推進大綱及び都道府県子ども・若者計画）を勘案して、当該市町村の区域内における子ども・若者育成支援についての計画を作成するよう努めるものとされている。

羽村市でも、子ども・若者が社会生活を円滑に営むことができるようにするための支援を推進するため、羽村市子ども・子育て支援事業計画について、羽村市子ども・若者計画を包含した計画とする。

○子ども・若者育成推進法（抜粋）

【都道府県子ども・若者計画等】

**第九条** 都道府県は、子ども・若者育成支援推進大綱を勘案して、当該都道府県の区域内における子ども・若者育成支援についての計画（以下この条において「都道府県子ども・若者計画」という。）を作成するよう努めるものとする。

2 市町村は、子ども・若者育成支援推進大綱（都道府県子ども・若者計画が作成されているときは、子ども・若者育成支援推進大綱及び都道府県子ども・若者計画）を勘案して、当該市町村の区域内における子ども・若者育成支援についての計画（次項において「市町村子ども・若者計画」という。）を作成するよう努めるものとする。